

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める
規則について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯田 芳男

理由

令和 8 年 1 月の施設予約システム更改に伴い、新旧システムで加算の計算方法が異なり、現在の入場料加算率では使用料が増額してしまうため、利用者の不利にならないよう入場料加算率の見直しを行う。このことに対応する立川市地域学習館条例の一部の改正の施行期日を定めるため。

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例（令和7年立川市条例第50号）（別表第1及び別表第2の立川市砂川学習館の項の改正規定を除く。）の施行期日は、令和8年1月5日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。